

改訂のポイント③ 既存施設(小規模店舗)の改修等促進

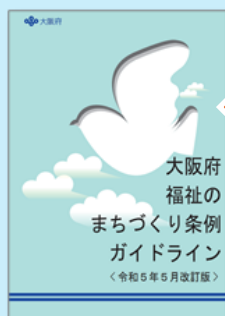
改訂のポイント③既存施設（小規模店舗）の改修等促進

- 既存の小規模店舗におけるバリアフリー対応を促すため、事業者等が取り組む際の参考となるよう、改修のポイントやソフト対応等をとりまとめてガイドラインに追加

【改訂の考え方】

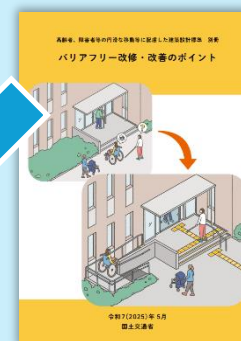
【大阪府】福祉のまちづくり条例ガイドライン

施設の設計、維持管理時の配慮事項等をまとめた指針として策定



【国】建築設計標準別冊 バリアフリー改修・改善のポイント

単位空間等ごとの改善・改修のポイントをとりまとめたもの



既存の小規模店舗の改修時等に配慮すべき項目を整理・統合

改修

ソフト対応

小規模店舗での対応を促すため、事業者・設計者に対して普及・展開

バリアフリー改修・改善のポイント

□ 単位空間等ごとの改善・改修のポイント

敷地内の通路

建築設計標準第2章 1.2.1 移動等円滑化基準に相当する整備内容、1.2.3 標準的な整備内容に基づき改善・改修を行うことが求められるが、特に以下の点に留意する。

ポイント① 段差の解消

- ・移動等円滑化経路に相当する敷地内の通路に段がある場合には、傾斜路を設けることにより段を解消する。構造やスペースの制約により傾斜路を設けることができない場合は、段差解消機を設ける。

ポイント② 床表面の仕上げ

- ・雨天時等に滑りやすい通路・傾斜路がある場合には、表面の仕上げを濡れても滑りにくい材料に変更する。



・敷地内通路の段差部に設置された簡易スロープ(住吉大社)
【出典】奈良市バリアフリー事例集

駐車場

建築設計標準第2章 2.2.1 移動等円滑化基準に相当する整備内容、2.2.3・2.3.1・2.4.1 標準的な整備内容に基づき改善・改修を行うことが求められるが、特に以下の点に留意する。

ポイント① 車椅子使用者用駐車場の設置位置と建築物出入口までの経路

- ・建築物の出入口に近い位置に車椅子使用者用駐車施設を設ける。さらに高齢者、障がい者等が円滑に利用できるよう、車椅子使用者用駐車施設から建築物の出入口に至る経路を整備する。
- ・地域の実情や施設の利用状況等に応じ、車椅子使用者用駐車施設以外に優先駐車区画を建築物の出入口に近い位置に設けることが望ましい。

ポイント② 表示板(標識)等の表示

- ・改善・改修により設けた車椅子使用者用駐車施設、優先駐車区画には、表示板(標識)や舗装面の表示を設ける。



・ゆずりあい駐車場の表示板の設置例(高砂市役所)

バリアフリー改修・改善のポイント

□ 単位空間等ごとの改善・改修のポイント

建築物の出入口

建築設計標準第2章 3.2.1 移動等円滑化基準に相当する整備内容、3.2.3 標準的な整備内容に基づき改善・改修を行うことが求められるが、特に以下の点に留意する。

ポイント① 有効幅員の確保

- ・移動等円滑化経路に相当する出入口の有効幅員は、80 cm以上とする。

ポイント② 段差の解消

- ・移動等円滑化経路に相当する出入口の戸の前後に高齢者や視覚障がい者のつまずきの原因や車椅子使用者の通行の支障となる高低差がある場合には、建具の交換や傾斜路を設けること等によりこれを解消する。

ポイント③ 戸の形状

- ・移動等円滑化経路に相当する出入口の開き戸が重く使いにくい場合で、引き戸を設けることができる場合には、自動式引き戸か手動式引き戸に交換する。



- ・改修による自動式引き戸(有効幅100cm)の設置、出入口前後の高低差の解消

【出典】高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(別冊)バリアフリー改修・改善のポイント

屋内の通路

建築設計標準第2章 4.2.1 移動等円滑化基準に相当する整備内容、4.2.3 標準的な整備内容に基づき改善・改修を行うことが求められるが、特に以下の点に留意する。

ポイント① 段差の解消

- ・移動等円滑化経路に相当する屋内の通路に段差がある場合には、傾斜路を設けることにより段差を解消する。構造やスペースの制約により傾斜路を設けることができない場合は、段差解消機等を設ける。

ポイント② 床表面の仕上げ

- ・床に凹凸がある場合には、これを解消し平滑な仕上げとする。



- ・上がり框の段差を解消するために設けた傾斜路

【出典】高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(別冊)バリアフリー改修・改善のポイント

バリアフリー改修・改善のポイント

□ 単位空間等ごとの改善・改修のポイント

階段

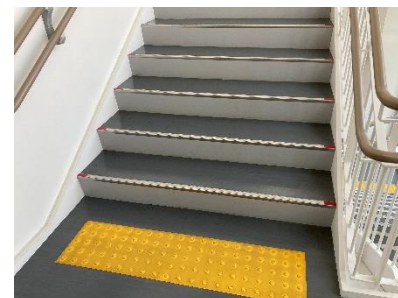
建築設計標準第2章 5.2.1 移動等円滑化基準に相当する整備内容、5.2.3 標準的な整備内容に基づき改善・改修を行うことが求められるが、特に以下の点に留意する。

ポイント① 手すりの設置

- 手すりが無い場合には、手すりを設ける。

ポイント② 階段段鼻の改善

- 踏面の端部(段鼻)が認識しづらい場合には、踏面の端部(段鼻)とその周囲の部分(踏面等)との色の明度、色相又は彩度の差を大きくするよう、踏面の端部(段鼻)の滑り止めの色を工夫する。



• 階段段鼻の例(弥富市役所)

案内表示

建築設計標準第2章 7.2.1 移動等円滑化基準に相当する整備内容、7.2.2 標準的な整備内容に基づき改善・改修を行うことが求められる。

視覚障がい者誘導用ブロック等、音声等による誘導設備

建築設計標準第2章 8.2.1 移動等円滑化基準に相当する整備内容、8.2.2 標準的な整備内容に基づき改善・改修を行うことが求められる。

バリアフリー改修・改善のポイント

□ 単位空間等ごとの改善・改修のポイント

利用居室の出入口

建築設計標準第2 章 9.2.1 移動等円滑化基準に相当する整備内容、9.2.3 標準的な整備内容に基づき改善・改修を行うことが求められるが、特に以下の点に留意する。

ポイント① 有効幅員の確保

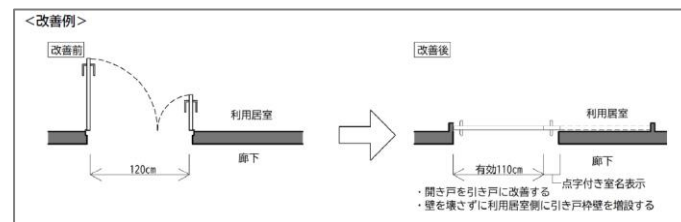
- 出入口の有効幅員は80 cm以上とする。

ポイント② 段差の解消

- 戸の前後に高齢者や視覚障がい者のつまずきの原因や車椅子使用者の通行の支障となる高低差がある場合には、戸・枠の交換や傾斜路を設けること等により、これを解消する。

ポイント③ 戸の形状

- 開き戸の場合には、通行者との衝突防止、開閉動作等のための十分なスペースを確保する。
- 引き戸を設けることができる場合には、引き戸に交換する。



- 戸の形状の改善例

【出典】高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(別冊)バリアフリー改修・改善のポイント

便所・洗面所

建築設計標準第2 章 10.1 計画・設計の考え方に基づき改善・改修を行うことが求められるが、特に以下の点に留意する。

【計画・設計の考え方】

ポイント① オストメイト用設備の設置

- 「車椅子使用者用便房」、「オストメイト用設備を有する便房」が無い場合には、1 以上の「車椅子使用者用便房」、「オストメイト用設備を有する便房」を設ける。
- 面積や構造による制約があり、「オストメイト用設備を有する便房」を男子用及び女子用の便所に設けることができない場合には、男女共用の「車椅子使用者用便房」又は「男女共用の広めの便房」にオストメイト用設備を付加する。

□ 単位空間等ごとの改善・改修のポイント

便所・洗面所

建築設計標準第2 章 10.1 計画・設計の考え方に基づき改善・改修を行うことが求められるが、特に以下の点に留意する。

【車椅子使用者用便房】

建築設計標準第2 章 10.2.1 移動等円滑化基準に相当する整備内容、10.2.3 標準的な整備内容に基づき改善・改修を行うことが求められるが、特に以下の点に留意する。

ポイント① スペースの確保

- 床面積2,000 m²以上の不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する建築物に設ける1 以上の車椅子使用者用便房には、面積や構造による制約があり対応が困難な場合を除き、原則として大型ベッドの大きさ・設置位置及び介助者の同伴等、多様な動作を考慮するとともに、座位変換型の(電動)車椅子使用者が360°回転できるよう、直径180 cm以上の円が内接できるスペースを設ける。
- 車椅子使用者用便房を設けることが困難な場合には、車椅子使用者も利用できる広さを有する男女共用の広めの便房を設ける。

ポイント② 戸の形状

- 車椅子使用者用便房前の通行空間や引き戸の引き手側寸法を十分に確保できない場合には、戸の形式を2 枚引き戸とすることや折れ戸を採用すること等も検討する。
- 折れ戸を設ける場合は便房の内側に十分な開閉スペースを確保する。

【一般の便房】

建築設計標準第2 章 10.2.1 移動等円滑化基準に相当する整備内容、10.2.3 標準的な整備内容に基づき改善・改修を行うことが求められるが、特に以下の点に留意する。

ポイント① 腰掛便座への変更

- 便器が和風便器の場合には、腰掛便座に変更する。

ポイント② 手すりの設置

- 手すりを設けた便房を1 以上(腰掛便座の便房と和風便器の便房がある場合には、それぞれ1 以上)設ける。



・一般便房に手すりを設置した例
(大阪ヘルスケアパピリオンみんなトイレ)

□ 単位空間等ごとの改善・改修のポイント

店舗内部

建築設計標準第2章 14.2.1 標準的な整備内容に基づき改善・改修を行うことが求められるが、特に以下の点に留意する。

ポイント① 有効幅員の確保

- ・店舗の用途と通路の性格に応じ、通路の有効幅員を確保する。

ポイント② 床表面の仕上げ

- ・床に凹凸がある場合には、これを解消し平滑な仕上げとする。

ポイント③ 段差の解消

- ・主要な経路上の通路に段差がある場合には、傾斜路を設けることにより段差を解消する。スペース等の制約により傾斜路を設けることができない場合には、段差解消機を設ける。



- ・改修によりレストランの出入口手前の階段に併設された傾斜路（ホテル内の店舗）

【出典】高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（別冊）バリアフリー改修・改善のポイント

段差解消機

建築設計標準第2章 18.2.1 移動等円滑化基準に相当する整備内容、18.2.3 標準的な整備内容に基づき改善・改修を行うことが求められるが、特に以下の点に留意する。

ポイント① 段差解消機の設定

- ・構造やスペースの制約により、昇降路を階段と区画した専用路型の段差解消機を設けるスペースがなく共存型の段差解消機とする場合には、階段の有効幅員の確保に留意する。



- ・改修によりレストランの出入口手前の階段に併設された段差解消機（ホテル内の店舗）

【出典】高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（別冊）バリアフリー改修・改善のポイント

テナント店舗内部のバリアフリー化

□ テナント入れ替え時における留意点

建築物の出入口

ポイント① 有効幅員の確保

- ・出入口の有効幅員は、80cm 以上とする。

ポイント② 戸を設ける場合の構造

- ・店舗の出入口や店舗内部の主要な経路に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造
その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。



- ・売店出入口幅82cm(引き戸)
扉下枠部は傾斜にて段差解消

【出典】高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の改正に関する検討会及び小規模店舗WG第3回検討会・WG資料資料4小規模店舗のバリアフリー化について

店舗内部

ポイント① 段差の解消

- ・主要な経路上の通路に段を設ける場合は、傾斜路を併設する。傾斜路の幅は 90cm 以上とし、傾斜路の勾配は、1/12 を超えないものとする。高さが 16cm 以下のものにあっては、1/8 を超えないものとすることができる。

ポイント② 有効幅員(転回スペース)の確保

- ・店舗内の通路のうち、車椅子使用者の通行が想定される部分の幅員は、90cm 以上とし、通路の端部やレジ・カウンター前等には車椅子使用者の転回スペース(140cm角以上)を確保する。

ポイント③ 可動式の椅子席の設置

- ・車椅子使用者が車椅子のまま食事ができるように、原則として可動式の椅子席とする。



- ・車椅子使用者の利用にも配慮し、可動椅子を設け、テーブル下端高さ68.5cm・奥行49cmを確保

【出典】高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の改正に関する検討会及び小規模店舗WG第3回検討会・WG資料資料4小規模店舗のバリアフリー化について

※このほか、車椅子使用者が利用するための具体的な内容は、「大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン」の「21. 小規模店舗における設計ガイドライン」を参考とすること。

建築物における課題を補完するもの

ポイント① 段差の解消

- ・車椅子用の可搬型スロープの設置で、段差解消を行う。

ポイント② 円滑化経路の確保

- ・車椅子利用者や聴覚障がい者の移動経路上では、商品や備品（陳列棚、消火器等）等の連続的な移動の妨げになるような物を置かない。

ポイント③ 利用者に配慮した備品の設置

- ・会計カウンター等では、車椅子使用者でも利用できる高さの机を設ける。

施設を利用しやすくする運営等

ポイント① コミュニケーションツールの設置

- ・聴覚障がい者等への配慮を示す耳マークや手話マーク、筆談マークを受付等に掲示し、受付やレジには、筆記具（メモとペン）を置くこと
- ・視覚障がい者向けの点字メニューや、聴覚・知的障がい者、外国人向けに写真付きメニュー等を用意する。

ポイント① 情報発信の促進

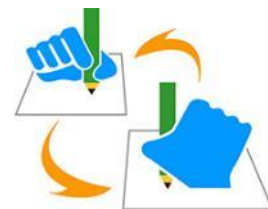
- ・バリアフリー化や配慮できているものだけでなく、できていないものも含めて、バリアフリー情報をホームページ等で提供する。
- ・客への情報は、音声と視覚の両方で伝えるようにする。



・耳マーク
【出典】一般社団法人全日本難聴者・中途失調者団体連合会HP



・手話マーク
【出典】一般社団法人全日本ろうあ連盟HP



・筆談マーク
【出典】一般社団法人全日本ろうあ連盟HP

参考: 設計ガイドライン

「物販店舗の設計ガイドライン」（大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインより抜粋）

【共通項目】

- 店舗内及び通路には、**原則として段を設けない**。
- 来店が容易に視認でき、迅速に対応できるよう、**店舗の出入口の壁面材料(透明ガラス面仕上げ等)に留意**する。
- 出入口は、引き戸の方が開き戸より使いやすく、また**自動式の方が使いやすい**。
- 道から出入口にいたる経路上に段を設けない。
- 戸の前後に水平なスペースを確保**する。



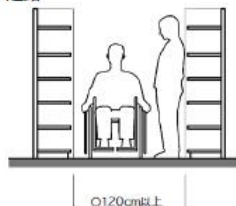
【便所】

- 高齢者、障がい者が円滑に利用できる便所・便房**を設置する
- 2階以上の建物の場合、直接地上へ通ずる階と同一の階に設ける

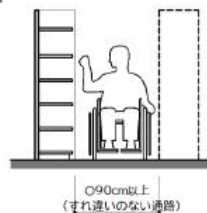
①会計・相談カウンターやショーケース前等、利用者が正対する通路



②横向きの人と車椅子使用者のすれ違う通路



③片側商品棚の場合ですれ違いのない通路

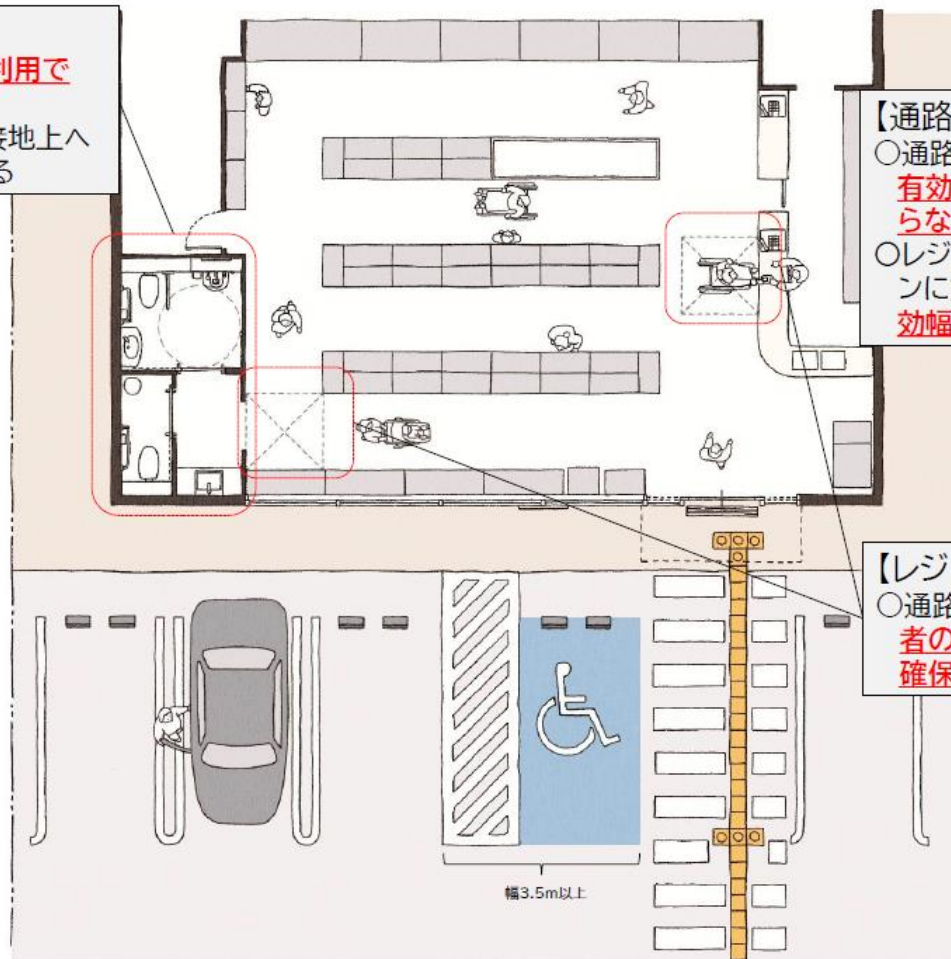


【通路】

- 通路沿いに設ける設備機器・備品は**有効幅員の確保や手すりの妨げにならない位置に設ける**
- レジカウンター前のレーンは、1レーンに対して**車椅子使用者が通れる有効幅員90cm以上を確保**する

【レジ・カウンター】

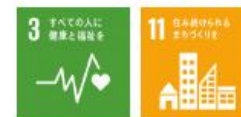
- 通路の端部やレジ前等に**車椅子使用者の転回スペース(140cm角以上)を確保**



「飲食店舗の設計ガイドライン」 (大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインより抜粋)

【共通項目】

- 店舗内及び通路には、**原則として段を設けない**。
- 来店が容易に視認でき、迅速に対応できるよう、**店舗の出入口の壁面材料(透明ガラス面仕上げ等)に留意**する。
- 出入口は、引き戸の方が開き戸より使いやすく、また**自動式の方が使いやすい**。
- 道から出入口にいたる経路上に段を設けない。
- 戸の前後に水平なスペースを確保**する。



【レジ・カウンター】

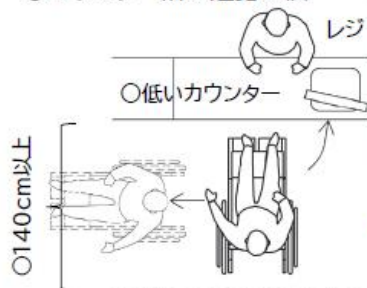
- 通路の端部やレジ前等に**車椅子使用者の転回スペース(140cm角以上)を確保**

○会計カウンターの例



- 上端高さ70～75cm程度
- 下端高さ65～70cm程度

○カウンター前の通路の例



- 客側から見える金額表示

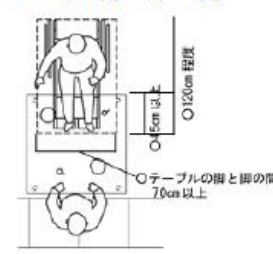
【便所】

- 高齢者、障がい者が円滑に利用できる便所・便房**を設置する
- 2階以上の建物の場合、直接地上へ通ずる階と同一の階に設ける

【椅子席】

- 固定席を設ける場合には、客席総数の1/2未満とする**
- 飲食店の場合は**椅子に座った状態でも有効幅員90cm以上を確保**する

○可動式椅子席の例



【椅子席】

- 多様なニーズへの対応として個室や簡易な仕切りを用意する

【その他】

- 待合には、高齢者、障がい者等の**休憩の用に供する設備(ベンチ等)**を設ける
- セルフサービス方式の場合、冷蔵庫や棚の扉は引き戸とする

「サービス店舗の設計ガイドライン」 (大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインより抜粋)

【共通項目】

- 店舗内及び通路には、**原則として段を設けない**。
- 来店が容易に視認でき、迅速に対応できるよう、**店舗の出入口の壁面材料(透明ガラス面仕上げ等)に留意**する。
- 出入口は、引き戸の方が開き戸より使いやすく、また**自動式の方が使いやすい**。
- 道から出入口にいたる経路上に段を設けない。
- 戸の前後に水平なスペースを確保**する。



【サービスカウンター】

- 高齢者、障がい者等の杖利用者が杖を置くことが出来る、杖ホルダーを設置又はテーブルの一部にくぼみ等を設ける

【ATM】

- 視覚障がい者等の利用に配慮し、ATMの操作部分には点字を併記する

【レジ・カウンター】

- 通路の端部やレジ前等に**車椅子使用者の転回スペース(140cm角以上)を確保**

【便所】

- 高齢者、障がい者が円滑に利用できる便所・便房**を設置する
- 2階以上の建物の場合、直接地上へ通ずる階と同一の階に設ける

【通路】

- レジカウンター前のレーンは、1レーンに対して**車椅子使用者が通れる有効幅員90cm以上を確保**する

【その他】

- 多様なニーズへの対応として個室や簡易な仕切りを用意する

